

第 17 回 表現の自由 (1)

【到達目標】 表現の自由を保障する意義について、人格価値、真理の探究及び民主政などに関連づけて、理解している。「知る権利」及び通信の秘密について理解している。報道の自由及び取材の自由の意義、内容及び保障の根拠について、判例を踏まえて、考察することができる。

【事前学修】 サンケイ新聞事件最高裁判決 (I-76)、博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁判決 (I-73) 及び囑託証人尋問証言拒否事件最高裁判決 (I-71) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

1. 表現の自由の価値・射程

- ・ 表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値と、国民が表現活動により政治的意思決定に関与することを通じて民主政治の維持・形成に役立つという社会的な価値という 2 つの側面を有する。
- ・ 表現の自由は、本来、思想内容を表出する自由権であったが、情報化が進んだ今日においては、広く一切の情報の流過程を保障する包括的基本権であるとされる。
- ・ 表現の自由を受け手の側から再構成し、それを知る権利として捉え、これも 21 条によって保障されていると考えられるようになっている。
- ・ 情報の受け手である国民が、情報の送り手であるマス・メディアに対して、自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利を認めるか否かについては争いがある。

○ サンケイ新聞事件最高裁判決 (最判昭和 62 年 4 月 24 日民集 41 卷 3 号 490 頁)

1973 (昭和 48) 年 12 月 2 日、Y (株式会社産業経済新聞社) は、同社が発行する昭和 48 年 12 月 2 日付けのサンケイ新聞 (現 産経新聞) に、「前略 日本共産党殿 はっきりさせてください」という見出しの A (自由民主党) の意見広告を掲載した。その意見広告の内容は、X (日本共産党) の綱領と X の構想する「民主連合政府」にかかる提案における国会、自衛隊、日米安保条約、企業の国有化及び天皇の各項目をそれぞれ要約して比較対照させ、その間に矛盾があることを指摘し、歪んだ福笑いをかたどったイラストを添えたものであった。これに対して、X は、同一スペースの反論意見広告を無料で掲載することを Y に要求したが、Y は有料を主張して争い、交渉が決裂した。X は、名誉毀損に基づくほか、反駁権・反論権の存在を主張して反論意見広告無料掲載請求権の発生を根拠づけ、かかる反駁権・反論権は日本国憲法 21 条に由来し、人格権や条項に根拠するものであると主張した。

最高裁判所は、反論文掲載請求権を容易に認めることは、公的事項に関する批判的記事を掲載することを躊躇させ、表現の自由を間接的に侵害するおそれがあるので、具体的立法がない限り認めることはできないと判示し、X による上告を棄却した (X の請求を棄却した)。

- レセプト情報公開請求事件最高裁判決 (最判平成 13 年 12 月 18 日民集 55 卷 7 号 1603 頁)
- 電話傍受事件最高裁判決 (最決平成 11 年 12 月 16 日刑集 53 卷 9 号 1327 頁)

## 2. 表現の自由の内容

- ・ 報道とは、単に事実を伝達するだけであり、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由は 21 条で保障されるものであると解されている（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁））。
- ・ 報道の自由取材の自由が含まれるか否かについては、争いがある。最高裁判所は、取材の自由は 21 条の精神に照らし十分尊重するに値すると述べるとどまり、取材の自由は報道の自由と同じ法的保障を与えなかった（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定）。

- 博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁）
- 囑託証人尋問証言拒否事件最高裁判決（最決平成 18 年 10 月 3 日民集 60 卷 8 号 2647 頁）
- NHK 受信料違憲訴訟最高裁判決（最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 71 卷 10 号 1817 頁）

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、表現の自由の価値・射程及び内容について整理する。余力があれば、レセプト情報公開請求事件最高裁判決（I-79）、電話傍受事件最高裁決定（I-59）及び NHK 受信料違憲訴訟最高裁判決（I-77）の事実の概要及び判旨等を読んでおく。

## Quiz

Q17 表現の自由に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであり、十分尊重に値するが、事実の報道の自由は表現の自由を規定した憲法第 21 条第 1 項の保障の下にあるとまではいえないとするのが判例である。
2. 各人が自由に様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会を持つことは、個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であって、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、憲法第 21 条第 1 項の趣旨、目的から、その派生原理として当然に導かれるとするのが判例である。
3. 公立図書館は、住民にとって情報の提供を受けるための公的な場であるとともに閲覧に供された図書の著作者にとって思想、意見等を公衆に伝達するための公的な場でもあるが、当該著作者が享受する利益は、当該図書館がたまたまその書籍を購入して閲覧に供することとしたことにより反射的に生じた事実上の利益にすぎないから、公立図書館の図書館員が閲覧に供されている図書を独断的な評価や個人的な好みで廃棄したとしても、当該著作者の権利利益が侵害されるとはいえないとするのが判例である。
4. 憲法第 21 条第 1 項は、国又は地方公共団体に対して個人の表現の自由を保障することを目的としたものであるが、私人間において、当事者の一方が情報の収集、管理、処理につき強い影響力を持つ者である場合には、反対の意見を持つ他方の当事者は、同項の規定を類推適用して、自己の意見の発表の場を提供することを求めることができるとするのが判例である。
5. 憲法第 21 条第 1 項には、積極的に政府等の保有する情報の収集を求めることのできる権利としての知る権利が内包されており、何人も、同項の規定に基づき政府等の保有する情報の開示を求めることができる。

（平成 23 年度国家公務員採用 II 種試験）